

平成29年度滋賀県交通災害共済 加入申込受付が始まります

☎ 市民活躍課 (☎ 651-8722)

交通災害共済とは、県民一人ひとりが掛金を出し合い、交通事故に遭われた人に見舞金をおくるため、県内全市町で構成する共済制度です。

加入できる人

- ・市に住民登録をしている人
- ・市内の事務所、事業所、学校等に勤務または在学している人

共済掛金

1人500円
※年度途中の加入でも同額です。

加入申込期間・申込場所

◎4月28日(金)まで(平日のみ)
滋賀銀行、大垣共立銀行、長浜信用金庫、関西アーバン銀行、JAレーク伊吹、JA北びわこの市内各本支店、郵便局(県内に限る)
◎5月1日(月)以降(平日のみ)
市民活躍課(西館3階)、北部振興局地域振興課
※支所での申込みはできません。



交通災害共済イメージキャラクター「こうくん」

共済期間

平成29年4月1日～
平成30年3月31日
※途中加入の場合は、加入日の翌日から平成30年3月31日までが共済期間となります。

加入手続き

加入申込書に必要な事項を記入し、人数分の掛金(現金)を添えて申込みください。
※口座振替、ATMでの取扱いはできません。

支給対象事故

国内の一般道路において、自転車、バイク、自動車等の運転中に発生した事故(自損事故を含む)または、運転中のこれらの車両に接触または轢かれた交通事故による死傷が対象。ただし、共済期間内に発生した事故に限りません。なお、酒酔運転、無免許運転、その他故意または重大な過失による場合には見舞金は支給されません。

大切なお知らせ
交通災害共済は平成29年度が最終募集となります。

交通事故などで保険診療を受ける場合 届出をお願いします

☎ 保険医療課 (☎ 651-9527)

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けたケガや病気の治療費(医療費)は、本来加害者が負担すべきものですが、届出により保険診療や福祉医療費の助成を受けることができます。

【注意点】

この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後日加害者に請求します。警察署と国民健康保険や後期高齢者医療、福祉医療の窓口(保険医療課)まで、すぐに届出してください。

【届出に必要なもの】

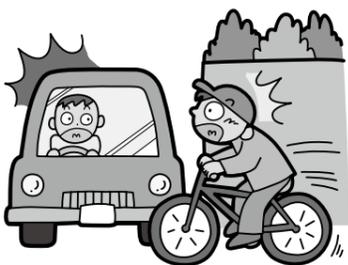
- ・第三者行為による傷病届
- ・事故発生状況報告書
- ・念書
- ・被保険者証(福祉医療費受給券)
- ・印鑑
- ・交通事故の場合は事故証明書(自動車安全運転センター発行)

【次の場合も第三者行為です】

- ・自転車同士の事故
- ・暴力行為によるケガ
- ・飲食店での食中毒
- ・他人の犬にかまれた など

加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合があります。加害者に請求する分について、当事者双方で請求しない旨の示談を行うと、被害者自身に負担いただく場合があります。

※次のような場合は、保険診療などを受けられません。
・勤務中や通勤途中での事故
・不法行為による事故(飲酒運転など)



意見を募集します

都市計画区域再編や豊公園再整備基本計画策定に伴い、長浜市みどりの基本計画の一部改定案を取りまとめましたので、皆さんからの意見を募集します。

【募集期限】 3月21日(火)

【閲覧場所】 担当課、市政情報コーナー(東館1階)、北部振興局、各支所、市ホームページ

【提出方法】 任意の様式に①住所②氏名③電話番号を明記し、直接または郵送(消印有効)、FAX、メールのいずれかで担当課まで。

問合せ・提出先

都市計画課(東館2階)
〒526-18501 八幡東町632
☎ 651-6760
✉ toshikei@city.nagahama.lg.jp

安全安心なまけびくひり研修会

☎ 市防犯自治会・市心るさと交通安全推進協議会
☎ 市民活躍課内(☎ 651-8711)

地域で防犯活動や交通安全推進活動に従事している人を対象とした研修会を開催します。

【と き】 3月19日(日) 10時～12時

【とこ】 浅井文化ホール(内保町)

【内容】 防犯・交通安全の現状について

【講師】 長浜警察署員、木之本警察署員

※詳しくは担当課まで。

廃車手続きはお済みですか

☎ 税務課 (☎ 651-9508)

原動機付自転車や軽自動車等に対する軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に1年分かります。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更されても、月割や減額の制度はなく、その年度分の税金を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

●廃車の手続きが必要な場合

- ① 車両を他人に譲渡、または売買したとき
- ② 故障などで車両を廃棄、または解体したとき
- ③ 車両が盗難にあったとき
- ④ 市外に住所が変わったとき
- ⑤ 所有者または使用者が亡くなったとき

【廃車の手続き先】

◆ 長浜市ナンバーの原動機付自転車
小型特殊自動車
税務課、北部振興局福祉生活課、各支所

◆ 滋賀ナンバーの普通自動車
125ccを超える2輪車
滋賀運輸支局(守山市木浜町)

(☎ 6501-5540-2064)

◆ 滋賀ナンバーの軽自動車(3輪・4輪)
軽自動車検査協会滋賀事務所(守山市木浜町)
(☎ 6501-6816-1843)

ご利用ください 春の日曜窓口の時間

☎ 市民課 (☎ 651-9511)

転入・転出、転居など住民異動が多い3月、4月の日曜日(3日間)に、次のとおり窓口を開設します。平日に来庁できない人は、ぜひご利用ください。

【開設日・場所】

3月19日(日) 市民課
3月26日(日) 市民課

4月2日(日) 市民課
北部振興局福祉生活課

【開設時間】 8時30分～17時15分

【取扱業務】

- ① 転入・転出・転居などの住民異動届とそれに伴う諸手続き(国民健康保険、児童手当、福祉医療受給資格等)
- ② 戸籍謄抄本、住民票、印鑑登録証明書等の交付

※広域交付の住民票など、一部取扱いできないものがあります。

※3月19日(日)はシステム停止日のため、マイナンバーカード、公的個人認証サービス(電子証明書)は取扱いできません。

番号案内システムを導入しました

来庁されましたら、まずは申請書等に必要事項を記入し、番号札を取ってお待ちください。順番に番号をお呼びし、受付します。

☎ 市民課 (☎ 651-6511)